

第7期第4回豊中市文化芸術振興審議会

日 時 令和元年（2019年）10月31日（木）午前10時～11時30分
会 場 豊中市役所 第二庁舎 4階 南会議室
委 員 橋爪（会長）、藤野（職務代理者）、安藤、上田、大槻、高木、永田、原
欠席：山下 ※敬称略
事務局 長坂、志水、栗田、西岡、加藤、原田（豊中市）
江藤、飯塚（地域計画建築研究所）
傍聴者 なし

〔開会〕

事務局○豊中市文化芸術振興審議会規則第3条第3項の規定により、辞職を願い出ている中西委員については、9月27日付けで解囑となった旨報告。

1. 平成30年度（2018年度）豊中市文化芸術推進プラン改訂版に基づく施策実施状況（答申）

事務局○（資料1「平成30年度（2018年度）豊中市文化芸術推進プラン改訂版に基づく施策実施状況」の答申案について、「文化芸術振興審議会の意見」を中心に説明）

会 長○同案をもって答申としたい。意見があれば、いただきたい。

（委員意見なし）

○同案のとおり答申とする。

事務局○市長に代わって、長坂都市活力部長が本件答申を受け取らせていただく。

会 長○（答申のお渡し）

事務局○（答申の受領）

○このたびの答申により、よりよい施策展開に取り組んでいく。

2. （仮称）豊中市文化芸術推進基本計画の策定について（諮問）

事務局○（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画（※以下、【同計画】とする。）について、長坂都市活力部長から諮問させていただく。

事務局○（本件諮問書を長坂都市活力部長から会長にお渡し）

会 長○（諮問書の受領）

事務局○（資料 2-2「（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画イメージ図（案）」、2-3「（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画の考え方について（案）」、2-4「第 7 期豊中市文化芸術振興審議会今後のスケジュールについて（案）」に基づき説明）

会 長○同計画について、来夏の答申に向けて審議を進めていく。

○具体的な中身についての議論は、次回以降に行う。今回は、枠組みに関する意見や質問をうかがう。

○資料 2-3 では、これまでの経緯がまとめられており、平成 6 年（1994 年）策定の文化振興ビジョンでは 3 つの柱「①市民文化の活性化」「②都市文化の創造」「③行政の文化化」を打ち出している。その中の「①市民文化の活性化」を主たる対象として、同計画を策定していくということである。他の 2 本の柱における項目の多くは、他の計画・方針等で位置づけられているが、横断して取り組むべきことや、上位の考え方も当然考慮して検討する。同計画は、令和 3 年度（2021 年度）から 7 年間の計画となるが、今後、時代の大きな転換があるとすれば、それを見据えた検討を行う必要がある。

○かつての文化芸術推進プランでは、文化芸術センターをつくるということが大きな柱だった。今後は大きな事業は計画されていないが、どのような柱を入れていくかを考える必要がある。フレームとしては資料 2-2 のとおり事務局案が作成されている。ご意見をいただきたい。

委 員○国において文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正されたことに伴い、資料 2-2 の「新たな視点」欄のとおり、「文化芸術により生み出される価値の継承・発展・創造への活用に鑑み、まちづくりや国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携を図る配慮」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「子どもをはじめ次代を担う人材育成」など項目が追加されたことは素晴らしい。しかし、資料 2-3 を見ると、従来の文化振興ビジョンでは「①市民文化の活性化」「②都市文化の創造」「③行政の文化化」の 3 本の柱があり、これらは文化芸術基本法にも沿う構成であるが、国が同法に基づく文化芸術推進基本計画を定めたことに伴い、豊中市が同計画を策定するにあたって、「①市民文化の活性化」を中心に制度設計を行い、「②都市文化の創造」「③行政の文化化」は対象としないのでは矛盾が生じるのではないか。現行の文化芸術推進プラン改訂版と同計画の推進プログラムの相関関係を見ると、同計画では最初の項目が「文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進」という横串の内容が書かれている。このことは、1970 年代の「行政の文化化」の考え方がバージョンアップされたようなものにあたり、むしろ、国の文化芸術基本法に挙げられたことにならている。「文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進」を最初の項目として置いているということは、市民文化政策よりも都市文化政策を重点化するように思われる。そうすると、今回の同計画

の基本的な考え方における、「②都市文化の創造」「③行政の文化化」は対象としない、ということとは真逆の打ち出し方となる。市民文化政策として一番謳われるべき人材育成が 2 番目に置かれ、市民が気楽に文化芸術に触れられる環境づくりが最後の 5 番目に書かれている。推進プログラムの順番として、国の方針に沿うならば、むしろ現行の文化芸術推進プラン改訂版の方が適合しており、今回の同計画の配置順は逆行するのではないかという印象を持った。

事務局○平成 6 年（1994 年）の文化振興ビジョン策定時は、文化芸術に関する国の法律がまだ整備されておらず、また、大阪など革新自治体を中心として、行政の文化化が盛んに言われていた時代背景があった。文化政策の流れを見てみると、ある時期から分断が生じているようで、行政の文化化があまり言われなくなった。その背景として、おそらく、平成 13 年（2001 年）の文化芸術振興基本法、この法律に伴う平成 28 年（2015 年）までの第 4 次におたる基本方針、さらには、平成 29 年（2017 年）の文化芸術基本法などにより、文化芸術として扱うべき範囲が相当程度明瞭にイメージされてきたことに伴い、行政の文化化という考え方との乖離が生じているように感じている。

○ただ、ご指摘いただいたように、文化振興ビジョンの「①市民文化の活性化」だけでなく、「②都市文化の創造」や「③行政の文化化」の細目のうちにも引き続いて扱っていくべき事項はある。中心的には、「①市民文化の活性化」が文化芸術の範疇に比較的適合する内容だと思うが、他方、「②都市文化の創造」「③行政の文化化」に掲げる細目の大半は、環境基本計画や都市景観形成マスタープランなどにすでに引き継がれている。そのようなもの以外の「②都市文化の創造」「③行政の文化化」におけるいくつかの事項は文化芸術の範疇ととらえて、例えば今回の同計画の推進プログラムで新たに設ける「文化芸術による都市魅力の創造」などの項目でも扱っていくこととなろう。いただいたご指摘を勘案し、文化振興ビジョンの歴史的な経緯にも配慮しながら、よりふさわしい構成を再検討したい。

事務局○当時の文化振興ビジョンにおける都市文化としては、行政としてまだ施策化されていなかった環境、特に都市景観やアメニティなどがかなり大きく取り上げられていた。しかし、こういった分野について、景観分野では景観法もでき、所管する行政部門がしっかり確立されたため、そちらで対応する。一方、文化と他分野の融合や、暮らしの中の文化は引き継いでいく。実態として「②都市文化の創造」において暮らしの中でかかわる事項は、「①市民文化の活性化」とともに同計画に引き継ぐものもあるかと思うが、「②都市文化の創造」は大きなくくりとしては異なる行政分野として区分出来ている。「③行政の文化化」についても、行政職員のイメージアップ等はブランド戦略や人材育成基本方針などへと受け継がれているため、そのような分野は所管の組織に任せる。

委員○国の方針が変わり、新しい文化芸術基本法では、地方自治体が地方文化芸術推進基

本計画を策定することを推奨し、それに伴ってどの自治体も新しい推進基本計画を立て始めている。以前の文化芸術振興基本法が出来た時にも、自治体が文化芸術に関する条例等を策定するといった同じような状況が見られたが、やはり国の考え方に追従している。行政の文化化が出てきた 1970～80 年代を勉強し直していただきたい。文化庁は昭和 43 年（1968 年）に出来ているが、文化政策という言葉もそれほど使われておらず、GHQ の検閲もありこの言葉は使えなかった。しかし、社会教育の中に文化芸術が取り込まれると、あまりにも自由裁量の余地がなく、芸術を社会教育から切り離そうという機運が起きてきた。こうした動きのひとつとして言われた行政の文化化は、国ではなく、自治体文化政策として言われてきたことであり、国は推奨していない。それから 40 年が経過し、自治体文化政策としての自律性、またはガバナンスにおいて、行政の文化化が実現できなかったことを検証し、改めて自治体が主体的にこの問題を考えるかどうか。国が行政の文化化を打ち出していないので、今回の同計画でなくすのでは、自治体としての主体性がなく、これからの芸術文化に関して問題だと思う。そのあたりの基本的な姿勢を考え直していただきたい。

会 長○文化振興ビジョンは、現在もまだ生きているという認識があり、文化振興ビジョンにかかわる様々な計画・方針・戦略などは、資料 2-3 の図式のように理解される。そのため、文化振興ビジョンに盛り込まれている内容について、施策の主体は他部署であっても、他部署が取り組む施策と連携しながら、ここで盛り込むべきことは盛り込んでおくという姿勢が必要とされる。

○資料 2-2 の同計画の推進プログラムとして、「文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進」を一番上に掲げている。現行の文化芸術推進プラン改訂版における推進プログラムの「企業等との連携の推進」は、同計画の推進プログラムに移行せずになくなっている。この事項には、文化産業の振興なども含まれている（かつては産業界との連携がなかった）。大学との連携も文化振興ビジョンで明示されて継続されていると思うが、今回の同計画では国際交流や福祉、教育との連携も含めて、ネットワークを広げて考えていく必要がある。ブランディングについても、ブランド戦略所管課からのフィードバックなどを考える必要があるだろう。

○めざすべき姿である「人と文化を育む創造性あふれるまち」は、都市文化そのものに関する内容でもある。そのあたりの整理が必要だ。

事務局○皆様からいただいたご指摘に基づき、次回までに同計画の構成を見直す。

会 長○他に意見はあるか。

委 員○先日、台東区で台風の際にホームレスの方が避難施設に入れなかったという案件があったが、行政職員がその際の理由として、「税金を支払っていない、住民票がない」ということを答えていた。そのような姿勢は行政として間違っていると思うが、おそらく、それは行政職員が市民感覚を気にしながら回答したもとと考えられる。

文化芸術が役割として果たせることのひとつとして、多様な人の交流があると思う。そのような考え方が市民文化として醸成されていれば、行政職員もそのように考えて、税金を支払っていないことを理由にせず（税金を支払っていない人には、障害がある方や生活保護受給者、難民の方もいる）、多様な人が一緒に地域で暮らし、皆が工夫しながら創造力をもって生きていくまちの推進につながると思う。そのようなことも文化芸術にできることとして考えていきたい。施策としては、他分野との連携や横断かもしれないが、人に焦点を当てた取組みとしても考えられ、人間の営みを考えることも文化ととらえて工夫できるかもしれない。

会 長○文化芸術は、市民がいろんな世界につながり、いろんな方と暮らしていることに気づききっかけになる。先日、デンマークのオーフスという町を視察した。人口は30万人だが、平均年齢が28歳、人口の2割が学生であり、そこに新しい図書館と様々な子育て支援施設が一体となった公共施設が出来た。その中にはアート作品もかなりあり、釣鐘も吊られていて病院と繋がっている。子どもが生まれて、ご両親が赤いボタンを押すと、この施設の中で鐘が鳴る仕組みだ。鐘が鳴ると、市民がひとり増えたと、ホールの中にいる人が拍手をしているのに驚いた。それは、ホールに備えなければならないパブリックアートであって、単なるオブジェではなく、街中で起こったこと、この場合は子どもが生まれたことを音で知らせるひとつの表現として興味深い。文化芸術によって何かが変わり、何かに気付く方法が実現できると面白い。

委 員○文化振興ビジョンの3つの柱の「①市民文化の活性化」を中心に考えるということだが、市民文化の活性化というのは、国の文化芸術基本法の中に含まれているのか。

委 員○文化芸術基本法の中に「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」という基本的なことが書かれており、それに基づいて「市民文化の活性化」が必要不可欠であると認識している。

委 員○なぜ「市民文化の活性化」を中心に据えようと考えられたのか、豊中市側の理由や理解、そのあたりの議論や推移を教えて欲しい。また、「市民文化の活性化」というのは、具体的に何をすれば市民文化が活性化したことになるのか。もう少し目に見えるものが同計画の作成時にあればいいと感じた。

事務局○昨年度以前の審議会の状況を詳しく存じていないが、文化振興ビジョンの内容を確認しておく。「①市民文化の活性化」について、文化振興ビジョンでは、（1）あらゆる市民の文化活動の場・機会の提供、（2）文化活動を担う人びとの拡大と文化活動の活性化、（3）交流の推進とネットワークの強化、（4）文化活動の創造への挑戦、ということがその項目として挙げられている。

○次に「②都市文化の創造」としては、文化振興ビジョンには比較的ハード面や環境等に関する事項が記述されており、項目としては、（1）都市環境の基礎的条件の

整備（住環境を良好にすることや都市景観の形成等）、（２）市民参加による都市環境づくり（千里川や天竺川松並木の保全、景観協定や緑化活動、産業振興ビジョンに基づく産業育成等）、（３）都市文化を創造する多様な交流の推進（兄弟・姉妹都市との交流等）、（４）魅力ある都市の創造への挑戦（大規模プロジェクトに文化の視点を入れた再開発・整備事業、都市アイデンティティ創造事業等）について言及している。

○「③行政の文化化」は、（１）行政の基本的な取組み姿勢の確立（人権理念による行政の文化化、情報公開、親しまれる市役所づくり等）、（２）文化振興を支える職員の意識の向上、（３）幅広い人材交流への取組み（市民や大学、庁外の人との交流促進等）、（４）創造的な文化行政への挑戦（行政の体質・文化・サービスの改善、文化振興基金の設置等）といった項目で構成されている。

○文化振興ビジョンの「②都市文化の創造」ではまちづくりの計画や交流等が述べられ、「③行政の文化化」においては市役所改革の性格が強い。

委員○「②都市文化の創造」と「③行政の文化化」については、それらの事項と関連の深い当該他部局へ移管されることとなったのか。

事務局○ただし、「③行政の文化化」などについても、一部の文化芸術政策にかかわる事項については、今後も継続的に扱うこととなる。

会長○次回の審議会では、文化振興ビジョンの中でどこまで出来ているのか、また、「①市民文化の活性化」「②都市文化の創造」「③行政の文化化」の中でも、今回の同計画に入るものがどのような事項かを整理していただきたい。以前の文化芸術振興条例、文化芸術振興基本方針の策定以降は、私も本審議会で見えてきたため、先の文化芸術推進プラン及び文化芸術推進プラン改訂版については全体像もよく分かるが、これらのものより以前についてはよく分からないので、平成 6 年の文化振興ビジョンの内容をざっと復習させていただき、その内のどの部分を残すのか、経緯を含めて整理していただく。景観に関しても、いわゆる景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）が出来たのは平成 16 年（2004 年）であり、そのような法制度がない段階で、文化振興ビジョンに景観政策が入れられていると思われるため、今回の同計画では、「①市民文化の活性化」だけではなく、「②都市文化の創造」「③行政の文化化」も含めて整理してほしい。また、市民文化や市民文化の活性化とは何かという定義が、平成 6 年当時とは変わってきているかもしれない。

委員○歴史的な振り返りも含めて整理が必要だということだが、理論家の学者の方々が行政の文化化と言われた頃は、市民文化を形成することと、市民自治を確立することが表裏一体だった。市民文化の形成によって市民自治が確立されるのであって、自治体はその仕掛けを作らなければならない、というのが根本的な考え方で、国（中央）に対抗する精神からそのように論じられていた。その時代の表裏一体の精

神が、いつの間にか忘れられている。また、平成6年の文化振興ビジョン策定後に文化芸術振興条例ができ(平成18年(2006年))、その後に文化芸術振興基本方針が定められた(平成20年(2008年))が、この文化芸術振興基本方針を見ると、文化振興ビジョンの後にどのように基本方針が体系づけられたのかが分かる。その基本的施策を見ると、「①市民文化の活性化」としてくくれるものが大半を占めており(文化芸術センターをつくることが念頭にあったと思うが)、「鑑賞、参加、創造の場及び機会の充実」、「子ども、高齢者、障害者などの文化芸術活動の充実」、「文化芸術活動を担う人材の育成」、「歴史的文化遺産の保存等」などが含まれている。ただし、この中には、都市魅力の創造や横断型の地域課題への取組みなどは含まれていない。文化芸術振興基本方針の策定以降の10年間に、国も社会経済情勢も地域課題も変化した。それに対応するものを作ろうということだと思う。そうすると平成20年(2008年)時点で語られていたことは、「①市民文化の活性化」が中心だが、これでは文化行政として狭すぎる。そこではカバーできないところまでフォローしなければならない。国も法律でそのように言ってくれていることを自治体は利用すべきだ。その時に、常に主体性は自治体を持つべきであり、バージョンアップというか中身は変わっていると思うが、行政の文化化という言葉で30〜40年前から言われた精神は非常に重要だと考えており、それは取り戻さなければならない。最初にこの審議会に参加した時には、委員に人権系の方や障害者の方も入って、まさに多文化的な場だった。今でも私が出席している東大阪市の審議会では、多様な方々が参加していて面白いが、反対に文化関係者だけで構成される審議会は視点が狭く偏る可能性もある。それを考えると、文化芸術振興条例や文化芸術振興基本方針が出来たので、かつて審議会に参加された方々はもういいというのではない。その頃の審議会のような形で、いろんな分野の方が入った方がいいのではないかと思っている。

会 長○豊中市の体制も当時とは変わった。当時(人権文化部)は、人権分野の中に文化振興の担当が置かれていたが、今(都市活力部)では、産業振興と文化振興が同じ立場にある。

○今回の同計画として、文化芸術振興基本方針と文化芸術推進プラン改訂版を一本化するということが大きな変化のひとつだ。以前に文化芸術振興条例に基づいて文化芸術振興基本方針を作った。その後の文化芸術推進プランには、企業連携、あるいはまちづくりの視点が見られ、協働の場などは文化芸術センターをかなりイメージして策定された。今回の同計画は、次のフェーズになるため、今の時代を踏まえていかなければならない。

○SDGsとの連関は必ず考えていく必要がある。どの分野にも関わるが、ベースにあることは「誰一人取り残さない」ことと、「持続性」の観点だ。新たな視点としてSDGsの考え方を入りたい。先程、デンマークの話をしたが、市民文化の話をする

時には、従来の「市民」を念頭に置いており、大学生などは意識していないことが多い。住民票は他市で、厳密には市民ではないとしても、在学中の4年間は豊中市におり、豊中の若い担い手である。「市民文化とは何か」を考える際に、その中に大学生などもぜひ入れてほしい。大学生の文化的なサポートは絶対必要だ。
○いただいた意見を踏まえて次回以降も作業を進め、議論を重ねていきたい。

3. クラウドファンディングを活用した文化芸術振興助成金制度について

事務局○（資料3「クラウドファンディングを活用した文化芸術振興助成金制度について」に基づき説明）

○現行の寄附の使い道は市長が決定するが、クラウドファンディングは、寄附者が気に入った事業に直接寄附できるというところが特徴だ。

○寄附が集まらなくても事業実施が可能な団体とするため、法人格を持ち、事業規模が100万円以上の事業を対象とした。

会 長○本件は報告事項。今後も審議会へ逐次報告いただく。

委 員○対象者の法人格等に関する解釈についてうかがいたい。

事務局○既存の助成金制度は今年度から開始したもので、助成対象経費の1/2以内で、団体は100万円、個人は50万円まで助成する制度であり、法人格、団体・個人の如何を問わない。

○今回ご説明しているクラウドファンディングを使ったものは、ふるさと納税活用型の特別枠で、クラウドファンディング期間内に集まった寄附額の全額を、当該事業者へ寄附する制度だ。寄附が集まらなくても、原則、事業を実施していただく必要があり、法人格を有する体力のある団体を対象とする線引きを行っている。

会 長○上述のとおり、特別枠によるものが今回のクラウドファンディングで、法人のみが対象となる。助成金が交付される前に事業を行わなければならないケースが出てくると思われるため、法人格の有無が問われる。

○助成団体から寄付者への御礼については、文化芸術らしいものを考えてもらう必要がある。

事務局○御礼は豊中市からではなく、事業者からお贈りいただこうと考えている。ただし、文化芸術的にふさわしいものを贈るべく、市と協議してもらう。

委 員○事業者は決まっているのか。

事務局○まだ決まっていない。来年3月に募集し、決定する予定だ。文化芸術とは関係ない分野で、今年初めて市としてクラウドファンディングに挑戦した実績があり、その際には、いくつかのプラットフォームの事業者と交渉して、今年度の事業者を選定した。次年度も引き続きそのプラットフォームが対象として決まっているわけで

はないため、その都度見直すことになる。

委員○通常のクラウドファンディングは、寄附の募集期間が終われば、事業開始前でも支払われるが、このクラウドファンディングは、事業終了後に支払われるのか。

事務局○クラウドファンディング終了後に、一旦豊中市にお金が入り、事業終了後に事業経費の領収書等を確認したうえで、事業者に豊中市からお支払いするため、事業実施後の交付となる。既存の助成金も同様だ。

事務局○行政の仕組みとして、現段階では事業前の交付はハードルが高い。事業前の交付に対するニーズがあるのは承知している。

委員○小さな団体では資金繰りが難しいため、最近では助成金とクラウドファンディングを併用することが多くなっている。その理由は、助成金は事業終了後に支払われるが、クラウドファンディングなら寄附の募集期間が終わった時点で支払われるためだ。

○ふるさと納税活用型ということだが、特典以上に、寄付金控除もあるのか。

事務局○2,000円を超える寄附金は、確定申告を行えば控除される。

委員○通常のクラウドファンディングよりも、寄附型クラウドファンディングとして特典が多いことは良い。

会長○審査体制はどうなるのか。どこがするのか。

事務局○今年度、助成金を審査いただいている当文化芸術振興審議会の審査部会に、本件クラウドファンディングも含めて審査をご依頼する。

4. その他

事務局○市や指定管理者が主催する催し物のチラシを、参考にお配りしている。

○次回の審議会は12月26日（木）10時から第一庁舎4階で予定している。案件としては、本日諮問させていただいた、（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画について引き続き審議いただく。

[閉会]

(以上)